

運営規程に反映すべき 制度改革ポイント

令和3年度から令和6年度改正を中心に

この資料の位置づけ

運営規程のモデルを示すものではなく、令和3年度以降の制度改革を踏まえ、運営規程や重要事項説明書、各種指針・委員会・研修記録に反映すべき「確認の視点」を整理したものです。

ホームページ掲載用資料
作成日：令和8年4月29日

1 資料の目的

障がい福祉サービスにおいては、令和3年度以降、虐待防止、身体拘束等の適正化、感染症対策、業務継続計画（BCP）、ハラスメント防止、情報公表等について、事業所としての体制整備と実効性のある運用が強く求められるようになっていきます。

運営規程は、事業所の運営の根拠となる文書です。条文があるだけでなく、実際の委員会、研修、訓練、記録、掲示・公表と整合していることが重要です。

見直しの基本視点

「規程に書いてあるか」だけでなく、「実際に運用されているか」「記録で確認できるか」「重要事項説明書や掲示内容と矛盾していないか」を確認します。

2 令和3年度から令和6年度改正の流れ

年度	制度の流れ	運営規程で押さえる視点	確認する資料例
令和3年度	支援の質、感染症・災害対応、虐待防止、身体拘束等の適正化、ハラスメント対策等の方向性が明確化	方針・体制・委員会・研修・訓練の位置づけを確認	運営規程、重要事項説明書、各種指針
令和4年度以降	虐待防止、身体拘束等の適正化等について、実施状況・記録の確認が重視	委員会開催、研修実施、担当者配置、記録保存を確認	委員会議事録、研修記録、身体拘束記録
令和6年度	BCP未策定等への減算、情報公表、地域生活支援拠点等の機能強化など、体制整備の実効性がより重視	「努める」では足りない事項を見直し、実施義務として整理	BCP、訓練記録、掲示・公表内容、拠点関係資料

3 運営規程に必ず反映・確認したい重点項目

1. 虐待防止

虐待の発生又は再発を防止するため、委員会、研修、担当者配置を規程上明確にします。法人内委員会と一体的に実施する場合でも、事業所としての責任・周知・記録を確認できることが重要です。

規程・運用で確認すること	確認例
虐待防止委員会の開催 / 従業者への研修 / 担当者の配置	委員会結果の周知 / 議事録・研修記録の保存

※本資料は運営規程の作成・見直しに当たり、押さえるべき視点を整理したものです。最新の法令・通知及び指定権者の取扱いを確認してください。

2. 身体拘束等の適正化

虐待防止の条項に含めるだけでなく、可能であれば独立した項目として明記します。やむを得ず身体拘束等を行う場合の記録、委員会、指針、研修が確認できることが必要です。

規程・運用で確認すること	確認例
身体拘束等を原則行わない旨 / 緊急やむを得ない場合の記録 / 身体拘束等適正化検討委員会	指針の整備 / 研修の実施

3. 感染症対策

感染症の発生及びまん延防止のため、委員会、指針、研修、訓練を規程や指針に位置づけます。法人の危機管理委員会等と一体的に実施する場合も、事業所単位で周知・記録が確認できるようにします。

規程・運用で確認すること	確認例
感染症対策委員会 / 指針の整備 / 研修及び訓練	従業者への周知 / 記録の保存

4. 業務継続計画（BCP）

感染症や非常災害の発生時にも、必要なサービス提供を継続し、早期に業務再開するための計画を策定します。令和6年度以降は、未策定等が減算の対象となるため、「努める」表現ではなく、策定・研修・訓練・見直しを実施する規定に整えることが望まれます。

規程・運用で確認すること	確認例
感染症 BCP / 非常災害 BCP / 研修・訓練の定期実施	定期的な見直し / 未策定がないかの確認

5. 職場におけるハラスメント防止

適切なサービス提供を確保する観点から、職場におけるハラスメント防止方針、相談体制、必要な対応を明確にします。

規程・運用で確認すること	確認例
防止方針 / 相談窓口 / 対応手順	従業者への周知

6. 意思決定支援・本人中心の支援

令和3年度以降の制度の流れを踏まえ、本人の意思及び人格の尊重に加え、必要に応じて意思決定支援を行う視点を運営方針や個別支援計画の作成過程に位置づけます。

規程・運用で確認すること	確認例
本人の意思尊重 / 意思決定支援 / 分かりやすい説明	本人同意 / 家族・関係者との調整

7. 情報公表・掲示・説明責任

重要事項を事業所内で掲示・閲覧可能にするだけでなく、ホームページ等を活用して情報提供に努めることも確認します。掲載内容と運営規程・重要事項説明書に矛盾がないことが大切です。

規程・運用で確認すること	確認例
運営規程概要の掲示 / 重要事項説明書 / 勤務体制	ホームページ掲載内容 / 更新日管理

8. 苦情解決・事故対応

苦情受付窓口、対応手順、記録、必要に応じた外部機関との連携を確認します。事故発生時の市町・家族等への連絡、記録、損害賠償対応も整備します。

規程・運用で確認すること	確認例
苦情受付窓口 / 苦情記録 / 外部相談機関	事故報告書 / 再発防止策

9. 関係機関との連携・地域生活支援拠点等

自立生活援助等では、本人の地域生活を支えるため、市町、相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連携が重要です。地域生活支援拠点等の機能を担う場合は、相談、緊急時対応、体験、人材育成、地域の体制づくり等を明確にします。

規程・運用で確認すること	確認例
連携体制 / サービス担当者会議等 / 緊急時連絡体制	拠点登録・機能 / 地域の体制づくり

10. 記録の整備・保存

サービス提供記録、個別支援計画、モニタリング、事故、苦情、委員会、研修・訓練等の記録を整備し、保存期間を確認します。規程上の保存年限と自治体の取扱いに差がないか確認が必要です。

規程・運用で確認すること	確認例
サービス提供記録 / 個別支援計画 / モニタリング記録	委員会・研修記録 / 保存期間

4 運営規程見直し時に特に注意したい表現

制度上、実施が求められている事項については、単に「努める」とするだけでは、実地指導等で実効性を確認しにくくなる場合があります。特にBCP、感染症対策、虐待防止、身体拘束等の適正化については、規程・指針・実施記録が一体となるよう整理します。

見直し視点	弱い表現の例	望ましい整理の例
-------	--------	----------

BCP	策定に努める	業務継続計画を策定し、当該計画に従い必要な措置を講ずる。研修及び訓練を定期的実施する。
身体拘束等	虐待防止の一部として対応	身体拘束等の適正化を独立して位置づけ、委員会、指針、研修、記録を明記する。
情報公表	掲示する	掲示・閲覧に加え、必要に応じてホームページ等で情報提供する。
意思決定支援	利用者の立場に立つ	利用者の意思決定を尊重し、必要に応じて意思決定支援を行う。

5 運営規程と一緒に確認する書類

大切な確認点

運営規程だけでなく、重要事項説明書・指針・実施記録・ホームページ掲載内容との一致を確認します。

- ・重要事項説明書
- ・契約書・個人情報同意書
- ・虐待防止指針・身体拘束等適正化指針
- ・感染症対策指針・業務継続計画（感染症・非常災害）
- ・委員会議事録、研修記録、訓練記録
- ・苦情受付記録、事故報告書、再発防止記録
- ・ホームページ掲載内容、掲示物、更新日

6 監査対応チェックリスト

以下は、運営規程の見直しや実地指導前の自己点検に活用するためのチェックリストです。必要に応じて、確認日、確認者、根拠書類を追記して使用してください。

確認	チェック項目	確認する根拠書類・記録	確認日	確認者
<input type="checkbox"/>	虐待防止委員会を定期的 に開催している	委員会議事録、開催案内		
<input type="checkbox"/>	虐待防止研修を実施し、 記録している	研修資料、参加者名簿、 記録		
<input type="checkbox"/>	虐待防止担当者を定め、 従業者へ周知している	体制図、掲示、周知記録		

<input type="checkbox"/>	身体拘束等の適正化について、指針・委員会・研修を整備している	身体拘束等適正化指針、議事録、研修記録		
<input type="checkbox"/>	やむを得ず身体拘束等を行う場合の記録様式がある	記録様式、対応手順		
<input type="checkbox"/>	感染症対策委員会、指針、研修、訓練を整備している	感染症指針、議事録、研修・訓練記録		
<input type="checkbox"/>	感染症及び非常災害に関するBCPを策定している	BCP本文、改定履歴		
<input type="checkbox"/>	BCPに基づく研修・訓練を定期的実施している	研修・訓練記録、参加者名簿		
<input type="checkbox"/>	ハラスメント防止方針と相談窓口を明確にしている	方針文書、相談体制、掲示		
<input type="checkbox"/>	意思決定支援・本人中心の支援が方針や計画作成過程に反映されている	運営規程、個別支援計画、同意記録		
<input type="checkbox"/>	苦情受付窓口、対応手順、外部相談機関を明示している	重要事項説明書、掲示物、苦情記録		
<input type="checkbox"/>	事故発生時の連絡・記録・再発防止の手順が整備されている	事故報告書、対応手順、再発防止記録		
<input type="checkbox"/>	関係機関との連携体制、会議、緊急時対応が記録されている	会議録、連絡記録、緊急時連絡先		
<input type="checkbox"/>	地域生活支援拠点等の機能を担う場合、その機能と役割が明確である	拠点関係資料、登録台帳、連携記録		
<input type="checkbox"/>	運営規程、重要事項説明書、掲示、ホームページ掲載内容が一致している	各文書、掲載画面、更新履歴		
<input type="checkbox"/>	サービス提供記録、計画、モニタリング、委員会・研修記録の保存期間を確認している	記録保存規程、保存台帳		

7 参考：規程へ追記する場合の記載例

以下は、運営規程の見直し時に検討できる記載例です。事業種別、指定権者の取扱い、法人内規程との関係に合わせて調整してください。

意思決定支援

記載例

事業所は、利用者の意思及び人格を尊重するとともに、必要に応じて意思決定支援を行い、利用者が自ら選択した生活を継続できるよう支援する。

身体拘束等の適正化

記載例

事業所は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。やむを得ず行う場合は、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

BCP

記載例

事業所は、感染症又は非常災害の発生時においても、利用者に対するサービス提供を継続的に実施し、非常時の体制で早期の業務再開を図るため、業務継続計画を策定し、当該計画に従い必要な措置を講ずる。

情報公表

記載例

事業所は、運営規程の概要、従業員の勤務体制その他利用申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項について、掲示、閲覧及びインターネット等により情報提供に努める。

8 参考資料

- ・厚生労働省「令和3年度障害福祉サービス等報酬改定の概要」（令和3年2月4日）
- ・厚生労働省「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容」（令和6年2月6日）

※本資料は運営規程の作成・見直しに当たり、押さえるべき視点を整理したものです。最新の法令・通知及び指定権者の取扱いを確認してください。

- ・厚生労働省「障害者虐待防止及び身体拘束等の適正化に向けた体制整備等の取組事例集」等関連資料
- ・各指定権者が示す集団指導資料、運営指導資料、条例・規則・要綱等

掲載時の注意

本資料は一般的な確認ポイントを整理したものです。実際の運営規程の作成・改定に当たっては、事業種別ごとの指
定基準、報酬告示、解釈通知、自治体の条例・指導方針を確認してください。